

## 1 ネットワークインフラの整備・推進

### (1) IPv6への移行の推進

#### インターネット基盤全体のIPv6への円滑な移行のための実証実験を実施

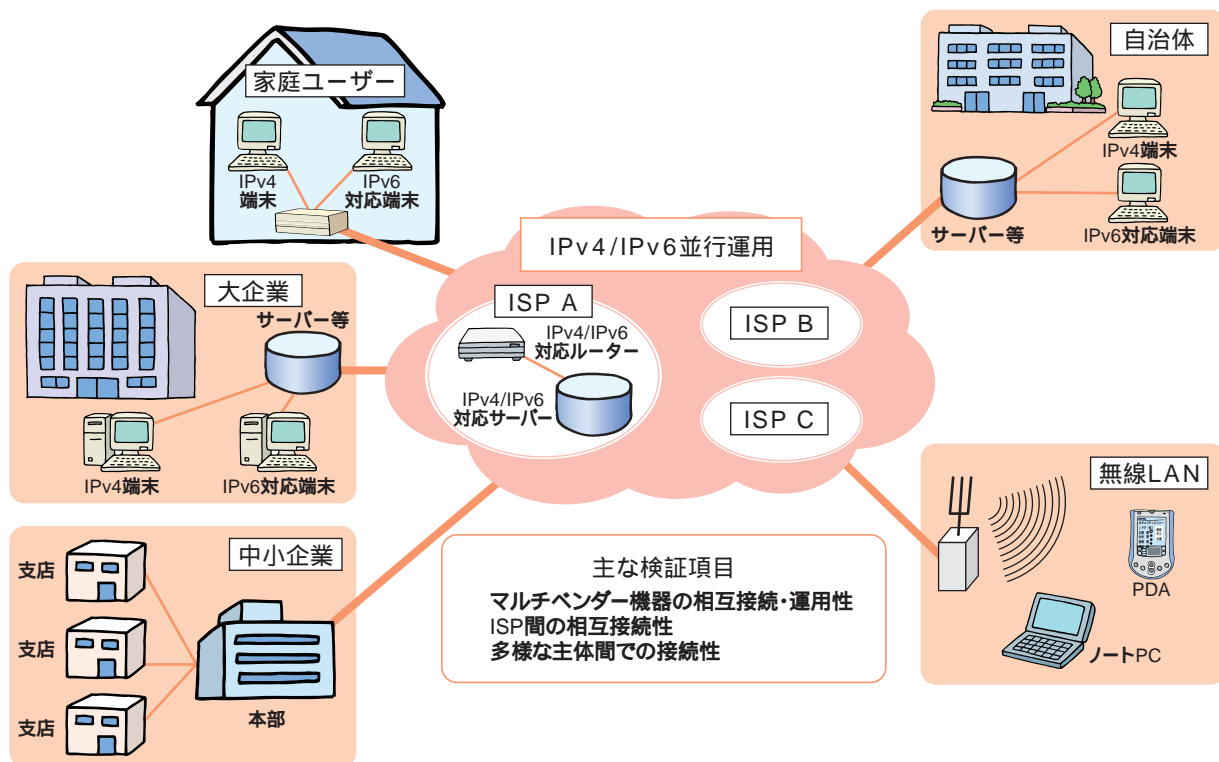
IPv6 (Internet Protocol version 6) は、インターネットによるデータ通信を行うために必要な通信規約 (インターネット・プロトコル) の次期規格であり、現在、インターネットで広く利用されているIPv4 (Internet Protocol version 4) に比べ、付与できるIPアドレス数がほぼ無尽蔵であるとともに、セキュリティの強化、QoS (Quality of Service) の確保、各種設定の簡素化等が実現される。このため、「e-Japan戦略」・「e-Japan重点計画2003」等において、IPv6を備えたインターネット網への移行の必要性が指摘され、また、平成14年8月の情報通信審議会「21世紀におけるインターネット政策の在り方」第2次中間答申において、IPv6への移行のためのロードマップが策定されるとともに、政府によるモデル実証実験等の推進が提言された。

この中間答申及び各種政府決定を踏まえ、総務省では、平成15年度から、家庭ユーザー、企業ユーザー、地方自治体等の各インターネット利用主体から構成されるネットワークにおいて、インターネット基盤全体

のIPv4からIPv6への移行に関する実証実験を実施し、ネットワーク運用上の課題の解決を図るとともに、現在のIPv4に影響を与えずにIPv6に円滑に移行するための各利用主体に最適な移行モデルを策定することとしている。また、国際的なIPv6への移行を促進するため、本実証実験で得られたIPv6への移行ノウハウを、実証実験の成果の公表等により諸外国に発信していくこととしている (図表)。

本施策により得られるIPv4とIPv6の混在環境下での移行技術、ネットワーク管理技術、セキュリティモデル等の検証結果、及び各主体に応じた移行モデル等の成果の活用により、インターネットのIPv6への移行の推進が図られ、利用者がより簡便かつ安全にインターネットを使用できるとともに、パソコン以外のあらゆる機器がネットワークに接続可能な環境が整備されるなど、「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」のために大きく寄与することが期待される。

図表 実証実験のイメージ図



## 1 ネットワークインフラの整備・推進

### (2) IP電話サービスの本格的な普及に向けて

#### 電気通信番号に関する指定要件の明確化等

昨今の急速なブロードバンドの普及に伴い、IP電話サービスの普及も加速度的に進展している。総務省では、IP電話の一層の普及に向けた制度整備として、一般加入電話からIP電話（IP電話網に直接接続されている端末）にダイヤルするための番号として、「050」から始まる11桁の番号を利用できるようにするため、平成14年6月、電気通信番号規則の一部を改正した。050番号については、平成15年度末時点で25社に割り当てられており、平成15年10月には一般電話からの着信が

可能となったところである（図表）。

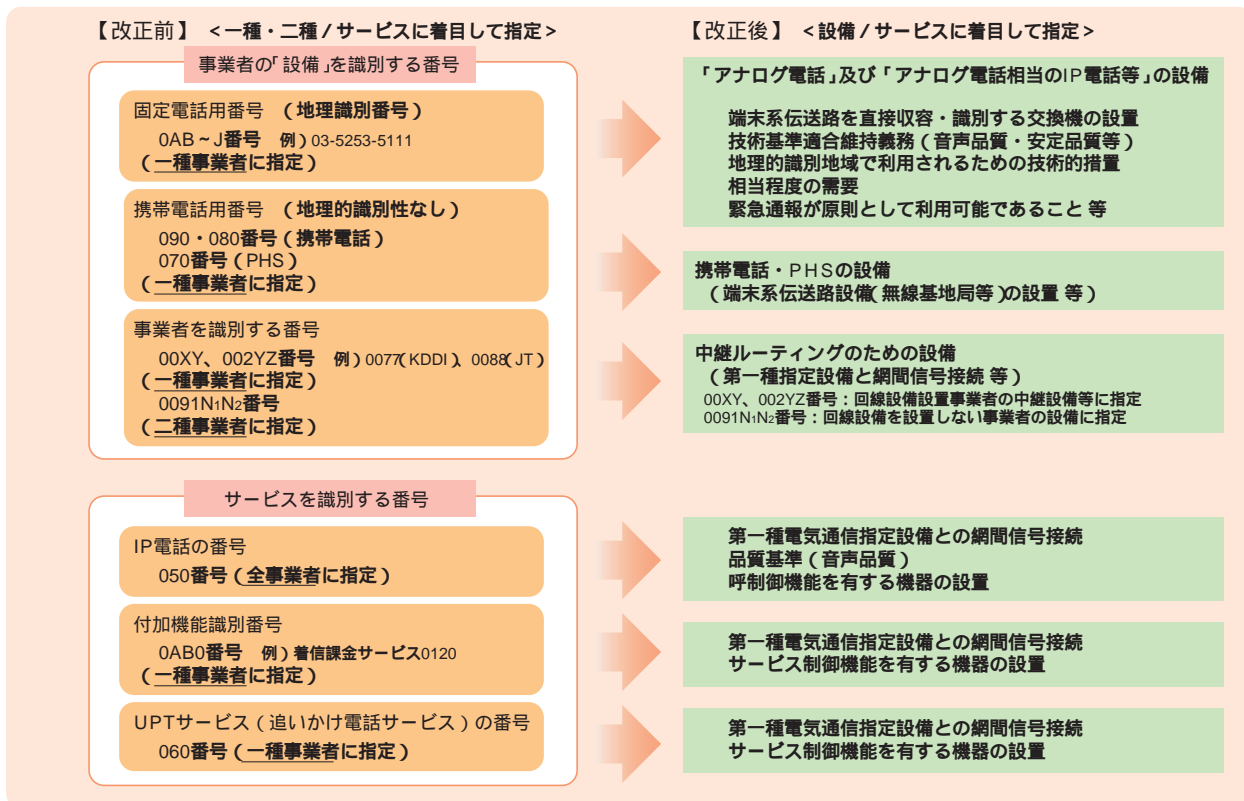
また、平成14年3月から平成14年度電気通信番号に関する研究会が開催され、平成15年9月に従来の一・二種の事業区分の廃止に伴う番号計画の見直し等を内容とする最終報告が取りまとめられた。

総務省では、この報告を受けて、電気通信番号の指定対象事業者の拡大への対応、番号指定時における要件の明確化等を内容とする電気通信番号規則の改正を行った（図表）。

図表 IP電話番号の指定状況（平成15年度末）

(株)エヌ・ティ・ティ・エムイー	(株)ケーブルテレビ富山	(株)シーテック
(株)ゼットティヴィ	日本テレコム(株)	(株)長野県協同電算
ピー・ピー・テクノロジー(株)	アイテック阪神(株)	中部テレコミュニケーション(株)
フュージョン・コミュニケーションズ(株)	アットネットホーム(株)	(株)NTT PC コミュニケーションズ
ケイディーディーアイ(株)	(株)エヌ・ティ・ティ・ネオメイト	ジャパンケーブルネット(株)
九州通信ネットワーク(株)	(株)ケイ・オブティコム	東北インテリジェント通信(株)
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	ケイエムエヌ(株)	イッツ・コミュニケーションズ(株)
(株)ぶらネットワークス	関西マルチメディアサービス(株)	
(株)ワードコム	(株)STNet	計25社

図表 電気通信番号の指定要件の明確化等



## 1 ネットワークインフラの整備・推進

### (3) 次世代ネットワークインフラの整備に関する検討

#### インターネット・インフラ政策の新たな展開

我が国では、これまでの競争政策や振興政策の推進により、DSL加入者は1,000万人を超え、家庭向け光ファイバ（FTTH）サービス加入数は100万契約を超えるなど、世界で最も高速かつ低廉な料金によるブロードバンドサービスが進展している。ブロードバンド利用者の増加に伴い、アクセス網における通信量（トラフィック）も急増しており、今後、電子政府、遠隔医療及び遠隔教育等のネットワークの高度利用が進展するに伴い、アクセス網、さらにはそれを支えるバックボーン回線のトラフィックがより一層増加することも予想さ

れる（図表）。

このため、総務省では、今後想定されるIP化、ブロードバンド化の更なる進展を踏まえ、将来的なトラフィックの急増に対応し得る次世代のネットワークインフラの整備の在り方について展望するとともに、インフラ整備に対する政策支援の在り方等について検討するため、平成16年2月から次世代IPインフラ研究会を開催し、同年6月に第1次報告が取りまとめられる予定である。

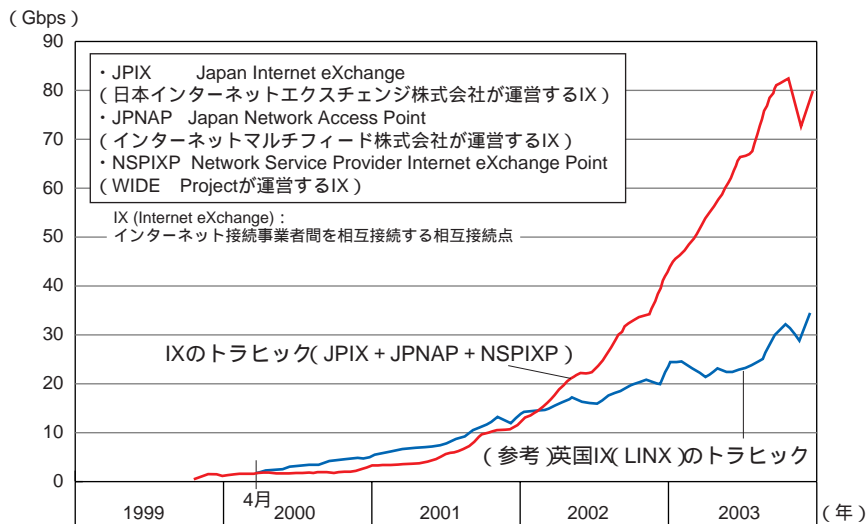
図表 IXにおけるトラフィックの増勢傾向

我が国のIXにおけるトラフィックの最大値(単位：Gbps)

	2001年末	2002年末	2003年末
NSPIXP(東京+大阪)	5.5	13.0	18.6
JPIX(東京)	6.5	20	32
JPNAP(東京+大阪)	2	10.6	40
合計	14	43.6	90.6

約3倍      約2倍

IXにおけるトラフィックの伸び(月間平均値)



- 1 LINX : The London Internet Exchange
- 2 1日のピークトラフィックの1か月の平均値
- 3 各IXのデータを参考に作成。なお、英国IX(LINX)については、HP等を参考に作成

## 1 ネットワークインフラの整備・推進

## (4) IPアドレス・ドメイン名の管理

## インターネットの安定的運用

## 1 ICANNの役割

世界中の人々がインターネットを安心して利用できるためには、インターネットを利用する上で必要不可欠なIPアドレス、ドメイン名等の適切な管理が極めて重要であり、現在、民間の国際非営利組織であるICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) が、これらインターネット資源の適切な管理を行っている。

ICANNは最高意思決定機関である理事会を頂点にして組織されており、各種委員会のうち各国政府及び国際機関の代表者から構成される政府諮問委員会(GAC)には、総務省が我が国唯一の正式登録メンバーとして参加し、我が国のインターネット利用者の意志を国際的な議論に反映させつつ、アジア・太平洋地区をはじめとする国際的な協力体制の確立に取り組んでいる。

## 2 ドメイン名の適切な管理

ドメイン名は、「.com」や「.net」のような国の区別なく世界中で自由に取得可能な分野別ドメイン名(gTLD: generic Top Level Domain)及び「.jp」のような国別ドメイン名(ccTLD: country-code Top Level Domain)の大きく2種類に分けることができる。分野別ドメイン名は米国VGRS社をはじめとする登録管理組織、また、JPドメイン名は日本レジストリサービス(JPRS)社によって管理されており、ともに、ISP等の登録事業者を通じて取得することができる(図表、 )。

日本語をはじめとする国際化ドメイン名については、2003年3月7日に、IETF (Internet Engineering Task Force) において、3つのRFC (Request for Comments)

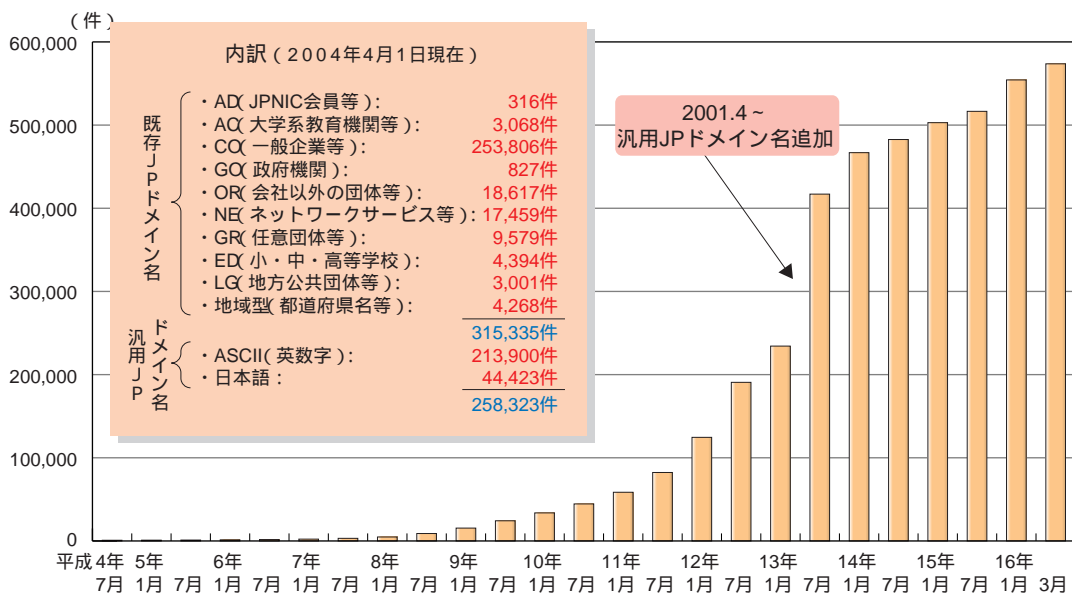
が発行され、技術標準が確定した。その後、総務省を含めた日本関係者等が技術標準に基づくサービスの早期開始を働きかけたことにより、2003年6月にICANNが国際化ドメイン名の登録管理サービスに関するガイドラインを公表し、7月から当該ガイドライン及びIETFのRFC準拠による日本語JPドメインのサービスが開始されている。

このほか、ドメイン名における地理的名称(国名等)の保護、ドメイン名に関する紛争処理手続(DRP: Dispute Resolution Policy)やWhoisデータの正確性等、我が国のインターネット利用者にとって分かりやすく使いやすいドメイン名の利用環境整備の実現には、国際的調整が極めて重要であり、総務省としても、ICANN政府諮問委員会等を通じて積極的に働きかけていくこととしている。

## 3 国際的なインターネットの安定性の確保

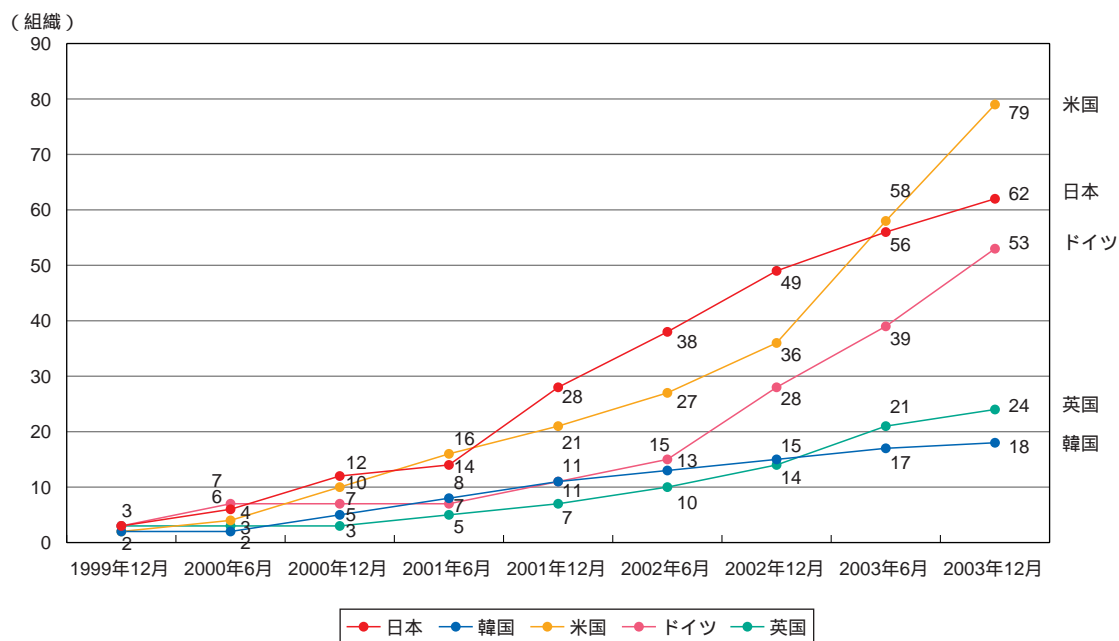
2001年9月11日に発生した米国同時多発テロを受け、国際的な広がりを持つインターネットの安定性の確保は極めて重要な課題となっている。また、2003年1月に韓国等で発生した大規模なインターネット障害は、我が国には大きな影響はなかったものの、韓国において深刻な事態をもたらした。情報通信政策を推進する上で情報セキュリティの確保が極めて重要な課題であることを明らかにした。総務省は、ルートネームサーバーをはじめとするインターネット基盤が安定的に機能するように、ICANN等の国際的なインターネットの運営体制を支援しつつ、これらと連携し、必要な措置を講じていくこととしている。

図表 JPドメイン名の登録件数の推移



(出典) JPRS資料

図表 主要国のIPv6アドレスブロック割当て組織数の推移





1 ネットワークインフラの整備・推進

(5) 携帯電話の番号ポータビリティに関する検討

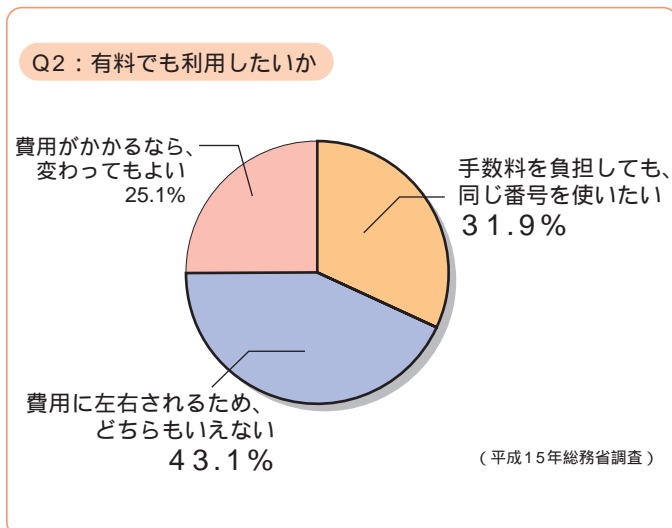
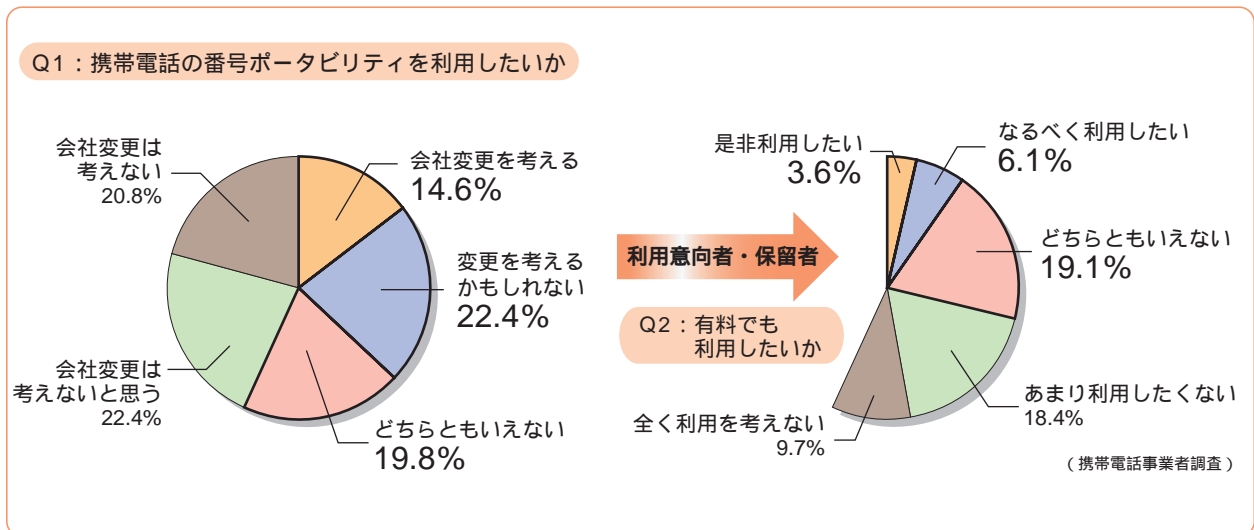
携帯電話の利用者の利便性の向上及び事業者間の競争促進

携帯電話の利用者が、加入している事業者を変更する際に、これまでと同じ番号を引き続き使用できるようにする「番号ポータビリティ」は、利用者の利便性の向上及び事業者間の競争促進の観点からのメリットが期待されるが、導入には、相当の費用が必要なこと等から、利用者の利用意向や導入の効果を十分に検討する必要がある。

このため、総務省では、平成15年11月から携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会において検討を行い、平成16年4月、報告書が取りまとめられた。

報告書では、携帯電話利用者の3割前後（約2,400万加入に相当）の利用意向があること、諸外国では導入が進んでおり、競争の促進により通話料金が引き下げられるなどの効果が生じていること、番号ポータビリティの利用者のほか、すべての携帯電話利用者にも広くメリットがある可能性が高いこと、導入効果の試算の結果、導入による便益が導入コストを上回ること等から、携帯電話のポータビリティについては、平成18年度（2006年度）のなるべく早い時期を目途に導入することが適当であると提言を行っている（図表）。

図表 携帯電話の番号ポータビリティに対する利用意向



携帯電話の番号ポータビリティに対するニーズは、存在する

（Q1：37～57%）

しかしながら、有料となる場合には、その利用意向は低下し、また金額に大きく依存する

（Q2：10～30%（携帯電話事業者調査）

32～75%（平成15年度総務省調査）

調査方法の違いによる結果の相違があるものの、携帯電話利用者の30%前後の利用ニーズがあるものと考えられる

（出典）総務省「携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会報告書」

1 ネットワークインフラの整備・推進

(6) 移動通信システムの高度化に向けた取組

第3世代移動通信システムの高度化及び第4世代移動通信システムの実現に向けて

1 第3世代移動通信システムの高度化

第3世代移動通信システム（IMT-2000：International Mobile Telecommunications-2000）は、NTTドコモグループ、KDDIグループ及びボーダフォンの3グループによる提供が本格化している。総務省では、近年の高速のデータ通信ニーズを受け、第3世代移動通信システムの技術の進展について調査等を行うとともに、最大14Mbps程度の高速データ伝送が可能なW-CDMA方式の高度化技術であるHSDPA（High-Speed Downlink Packet Access）技術の導入に関する検討及び800MHz帯におけるW-CDMA方式の導入に関する検討を行うため、平成15年10月に情報通信審議会において審議を開始した。

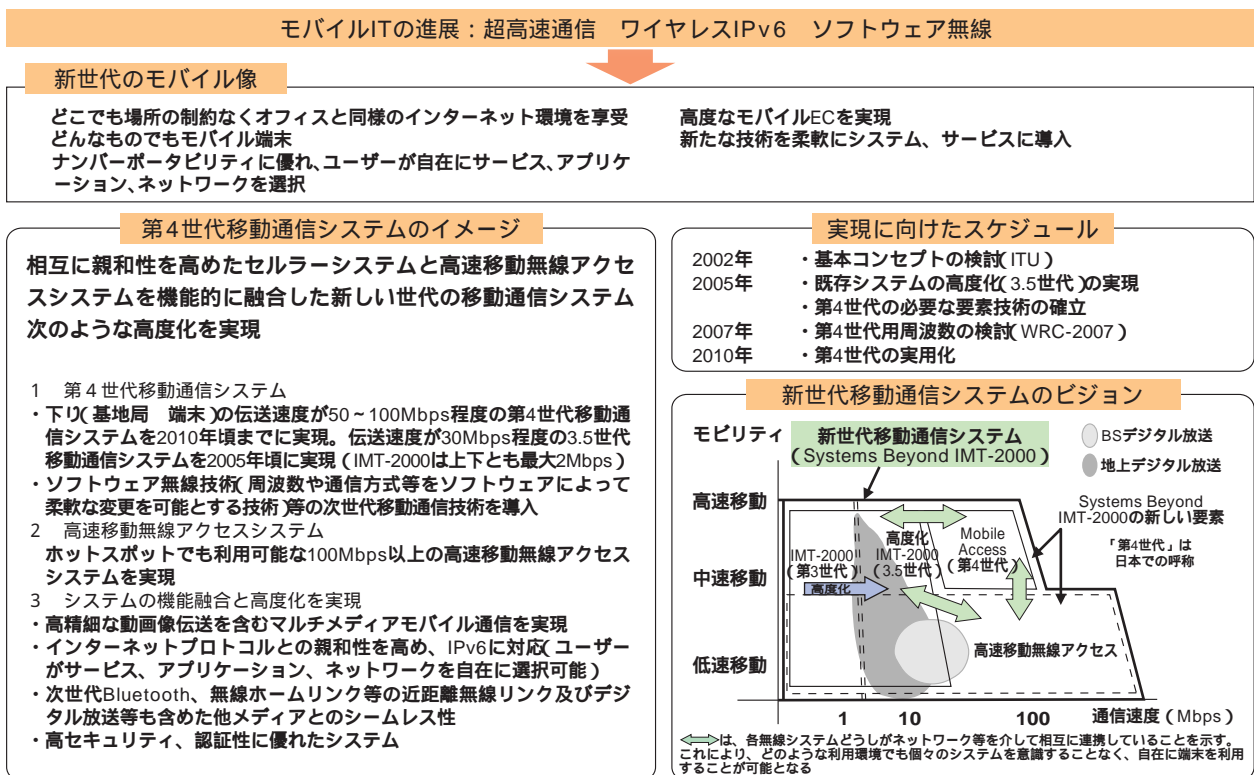
2 第4世代移動通信システムの実現

総務省では、IMT-2000の次の世代となる第4世代移動通信システムを含む「新世代移動通信システム」の基本コンセプト等について、平成13年6月の情報通信審議会答申に基づき、ITUに対し我が国のビジョンを

提案した。これを踏まえ、平成15年6月の無線通信総会（RA-2003）において、systems beyond IMT-2000（IMT-2000後継システム）に関する実用時期・コンセプト等が、フレームワーク勧告として正式に承認された。また、平成15年7月の世界無線通信会議（WRC-2003）においては、systems beyond IMT-2000の周波数関連事項についての検討がWRC-2007の議題に設定された。

さらに、第4世代移動通信システムについては、「e-Japan重点計画-2003」において、「2005年までに必要とされる要素技術を確立し、2010年までに実現を図ることとされており、総務省としては、光ファイバ並みの超高速の伝送速度（100Mbps）をマイクロ波帯（3～10GHz）で実現するための超広帯域移動通信伝送技術、最適な通信手段をソフトウェアにより実現するためのソフトウェア無線技術等に関する研究開発に取り組んでいる。

図表 新世代移動通信システムのイメージ及びスケジュール



電気通信審議会（現情報通信審議会）答申により作成

## 1 ネットワークインフラの整備・推進

### (7) 無線インターネットの高度化

#### 超高速無線LANの実現に向けて

無線アクセスシステム（無線LANを含む。）は、パソコンとプリンターを無線で接続するものや、喫茶店や駅等の公共スペースに設置されたアクセスポイントを利用してインターネットにアクセスするもの、また、オフィスや家庭と電気通信事業者等との間を直接無線で接続しインターネットにアクセス可能なものなど、近年、急速に需要が増大している。現在、2.4GHz帯、5GHz帯、18GHz帯、22GHz帯、26GHz帯、38GHz帯等の周波数帯域が使用され、数Mbpsから百数十Mbps程度の大容量通信が可能となっている（図表）。

総務省では、地方公共団体等におけるブロードバンド環境の整備促進等のため、18GHz帯を用いた簡易に設置可能な無線アクセスシステムの制度化のため、平成15年10月、所要の総務省令の改正を行った。

また、平成15年7月、世界無線通信会議（WRC-03）において、無線アクセスシステム用として新たに

5GHz帯の周波数が世界的に分配されたことを受け、我が国における制度化を図るため、平成15年10月、技術的条件について情報通信審議会に諮問し、平成16年10月を目途に答申がされる予定である。

一方、将来の新たなアプリケーション（3次元画像や超高精細画像の伝送や、大量の情報の並列・分散処理等）に対応するため、ギガビットクラスの通信が可能な超高速無線LANの実現が求められており、「e-Japan重点計画2003」においても、「屋内等におけるギガビットクラスの通信を可能とするため、2010年度までに超高速無線アクセスの実現を図る」とされているところであり、これらを踏まえ、総務省では、世界最先端のモバイルIT環境の構築に資するべく、超高速無線LANの実現に向けた研究開発を平成16年度から開始した。

図表 無線アクセスシステムの概要

周波数帯	主な利用形態	伝送速度	免許	動向
2.4GHz	1 オフィス等での無線LAN 2 無線インターネットアクセス	54Mbps	不要	平成14年2月省令改正（高度化）
5GHz	無線インターネットアクセス	54Mbps	基地局：要 端末：不要 一部の高出力端末は必要	平成14年9月省令改正
5.2GHz （屋内）	1 オフィス等での無線LAN 2 無線インターネットアクセス 3 家庭内ネットワーク	54Mbps	不要	平成12年3月省令改正
18GHz	公共業務用無線アクセス	156Mbps	要	平成15年10月省令改正
22/26/38GHz	加入者系無線アクセス	10Mbps（P-MP） 156Mbps（P-P）	要	平成10年12月省令改正
25/27GHz	1 無線インターネットアクセス 2 アクセスポイントへの中継用回線 3 オフィス等での無線LAN 4 家庭内ネットワーク	100Mbps 400Mbps （近距離）	不要	平成14年2月省令改正

通信速度は、ベストエフォート



コラム3

安心して無線LANを利用するために

- 無線LANセキュリティに関するガイドラインの公表




無線LANは、ブロードバンドへのアクセスの手段として大きく期待され、その利便性から急速に普及している。無線LANは無線を利用することから、無線に対応した適切なセキュリティ設定を行わないままで使用すると、傍受、情報の改ざん、漏えい、破壊などの重大な被害を受けかねない。しかしながら、このような危険性に対するユーザーの認識は低く、セキュリティ対策が十分に行われていない状況にある。

総務省はこうした状況を踏まえ、無線LANの健全な利用を促進するため、平成15年9月から無線LANセキュリティ調査研究会を開催し、無線

LANの技術動向、課題、セキュリティ対策等について検討を行った。同研究会の検討結果を受け、総務省は平成16年4月に「無線LANセキュリティに関するガイドライン」(安心して無線LANを利用するために)を公表した。

本ガイドラインでは、無線LANを利用する代表的な場面として、「家庭」、「オフィス」、「公衆無線LANサービス」、「店舗開放型無線LANサービス」を取り上げ、それぞれの利用環境における無線LANのセキュリティレベルごとに、確認・設定すべき項目を具体的にまとめている(図表)。

図表 家庭で利用する際の無線LANセキュリティの確認・設定項目(ガイドライン抜粋)

レベル	アナロジー(比喻)	セキュリティレベルの説明	設定項目	効果
レベル0	<p>内緒話を大声で行っている状況。誰にでも聞こえてしまいますね</p> 	<p>無線LANのセキュリティ対策を全く施さない極めて危険なレベル。家の外から他人が勝手に接続できるレベルです。すぐに現在の利用環境を見直してください</p>		<p>なにもしていません</p>
レベル1	<p>内緒話はしないで封書にした状況。ただし透かしてみたら、字が読めてしまうことがあるかもしれませんね</p> 	<p>これまでに多数市販されてきている無線LAN製品でも実現可能なセキュリティ対策。まず初めに暗号化を行ってください(WEPの設定)</p>	WEP	通信内容の暗号化の実現
			MACアドレスフィルタリング	アクセスポイントに接続可能な無線LAN端末を制限することが可能
レベル2	<p>封書にして文書も暗号化した状況。これなら安心ですね</p> 	<p>家庭で利用するにあたり高いセキュリティレベル。ただしWPAは比較的新しい製品のみで対応しています。今後購入を予定している場合にはセキュリティの観点からWPA搭載の無線LAN製品を一つの基準に入れて選択してください</p>	WPA-PSK	強固な暗号方式を実現

## 1 ネットワークインフラの整備・推進

### (8) ITS（高度道路交通システム）の推進

#### 人・道路・車両を一体化した情報通信ネットワークを実現

ITS（高度道路交通システム：Intelligent Transport Systems）は、道路交通に関する総合的な情報通信システムであり、交通渋滞の軽減、交通事故の減少、輸送の効率化、地球環境との調和等の国民生活に身近な道路交通問題解決の切り札と考えられている。

我が国では、ITS関係省庁が「高度道路交通システム（ITS）推進に関する全体構想」を策定し、ITSが目標とする機能、開発・展開計画について、20年先までのビジョンを示し取り組んできた。

現在、ITSの一部のシステムが実用化され、交通渋滞情報等をドライバーにリアルタイムで提供する道路交通情報通信システム（VICS：Vehicle Information and Communication System）は、全47都道府県において提供されており、VICSユニットの出荷累計は平成15年12月末現在で約846万台となっている。また、有料道路の料金所を停車することなく無線通信を用いて通行料金の支払を可能とするノンストップ自動料金支払いシステム（ETC：Electronic Toll Collection System）は、平成15年度中に高速道路の基本的にすべての料金所において整備が完了しており、ETC車載器の普及台数は

平成16年3月末現在で約270万台となっている。

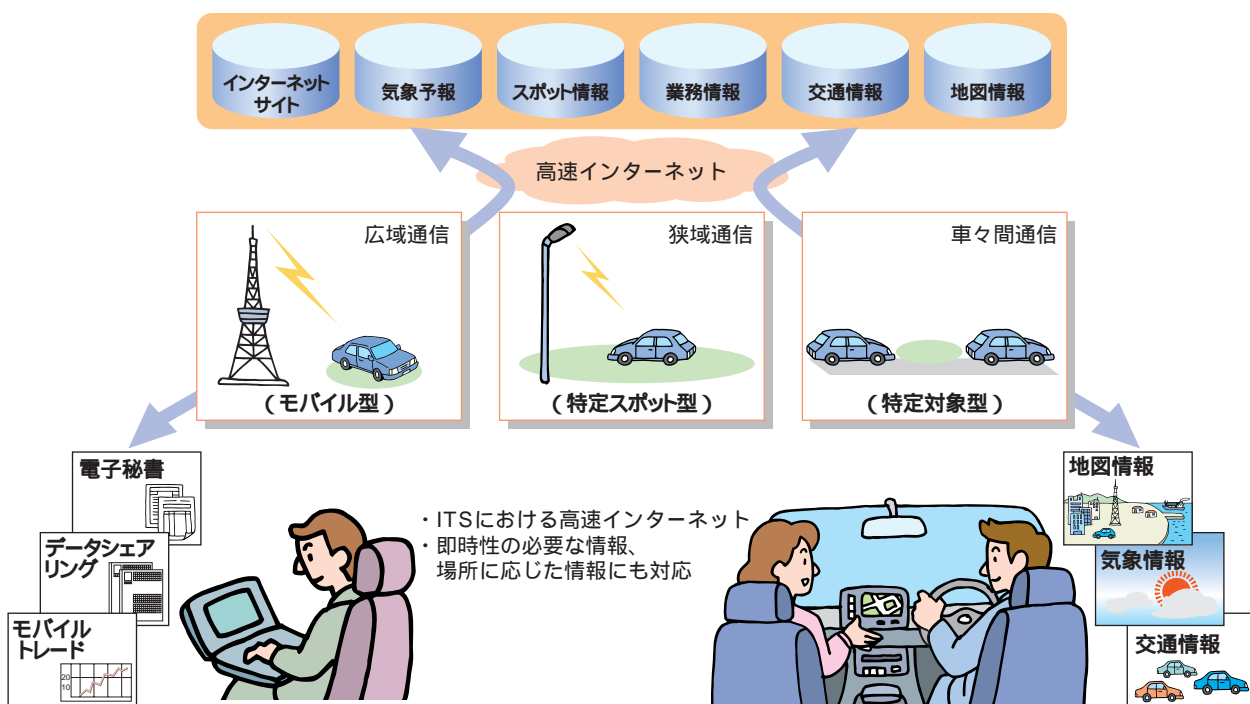
総務省では、ITSの更なる推進を図るため、主に以下の施策に取り組んでいる。

場所やアプリケーションにより複数のメディアを効率的に活用し、移動する自動車を最適にインターネットにつなぐ、インターネットITSの研究開発を、平成16年度まで行うこととしている（図表）。

地域においてITSに取り組む際の環境整備を行うため、地方公共団体や関係機関等の協力を得て、地域のITS情報通信システムの相互接続性の確保等を図るためのモデルシステムの調査開発を平成15年度まで行った。

ITUへの貢献のほか、ITS情報通信技術の国際展開に関する調査研究を行っている。これらの活動の成果として我が国のDSRC（狭域通信：Dedicated Short Range Communications）システムの無線通信方式は平成14年（2002年）7月、ITU国際標準として勧告された。

図表 ITS実現のための情報通信技術の研究開発



## 2 放送の高度化の推進

### (1) 地上放送のデジタル化の推進

#### アナログ周波数変更対策の着実な実施

##### 1 アナログ周波数変更対策の着実な実施

総務省では、地上デジタルテレビジョン放送の円滑な導入に向けて、各種の環境整備を進めている。我が国の厳しい周波数事情において、デジタル放送用の電波を発射できるよう、地上デジタル放送への移行に先立ち、一部の地域において既存のアナログ放送の周波数を変更する必要があるため、そのアナログ周波数変更に伴い必要となる対策経費について、国が電波利用料により措置するよう、平成13年7月に電波法の一部改正が行われた。

また、平成13年7月には、NHK、民放、総務省の三者からなる全国地上デジタル放送推進協議会が設立され、アナログ周波数変更の対策手法、対策経費等の概算及び今後の進め方等について検討が進められた結果、平成14年8月に、対策経費1,800億円程度、対策局所数801局所、対策世帯数約426万世帯程度との見通し等が取りまとめられた。総務省では、検討結果を踏まえ、三大広域圏においては、平成14年8月から送信側の対策を、また、平成15年2月から個別世帯等における受信対策を、その他の地域においては、同年9月から瀬戸内海関連の対策を開始しており、さらに平成16

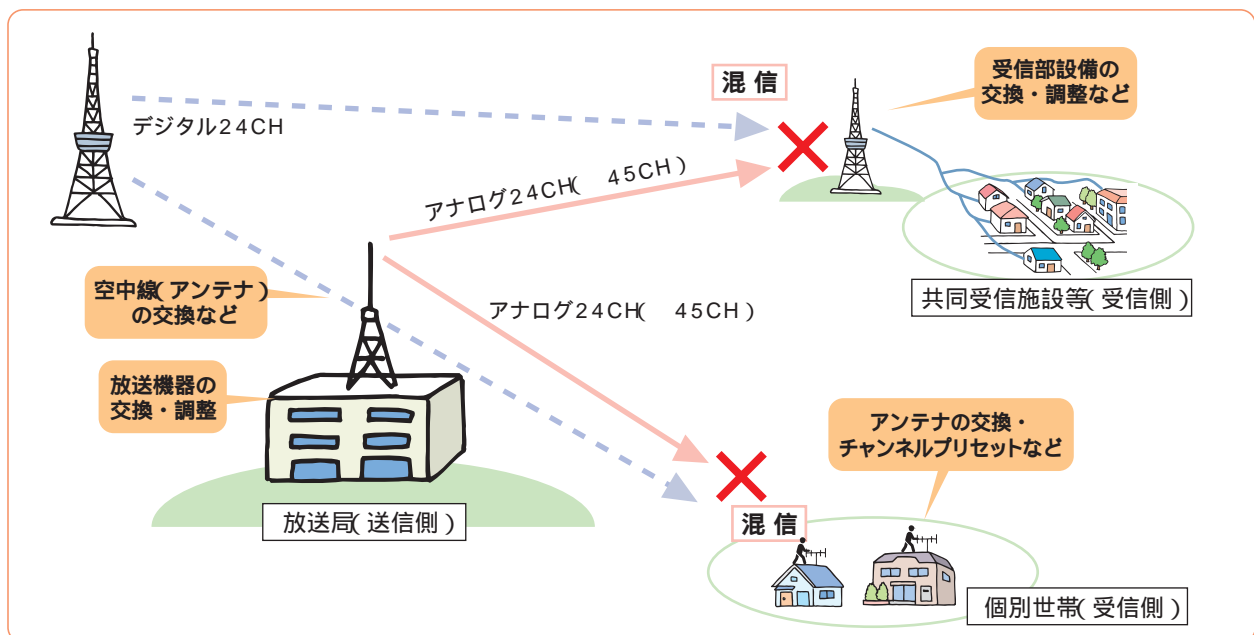
年度においては、前倒しして集中的に全国各地域の対策を実施することとなった(図表)。

##### 2 地上デジタル放送施設整備の推進

総務省では、平成14年9月、地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局の免許方針を制定し、これに従い、同年12月には、NHK並びに関東、中京及び近畿広域圏内の民間放送事業者16社から地上デジタルテレビジョン放送局の免許申請が行われ、平成15年12月にはこれらの事業者が地上デジタル放送のサービスを開始した。

地上デジタル放送を行うための施設整備を促進するためには、「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」に基づく実施計画の認定を受けた放送事業者(平成15年度末までに119社認定)に対し、税制及び金融上の支援措置を設けている。さらに、平成15年度税制改正により対象設備の拡充を図るなど、事業者の投資負担の一層の軽減を図るとともに、放送番組制作事業者に対しても、国税(法人税又は所得税の特別償却)及び財政投融资に係る支援措置が適用されている(図表)。

図表 アナログ周波数変更対策のイメージ図

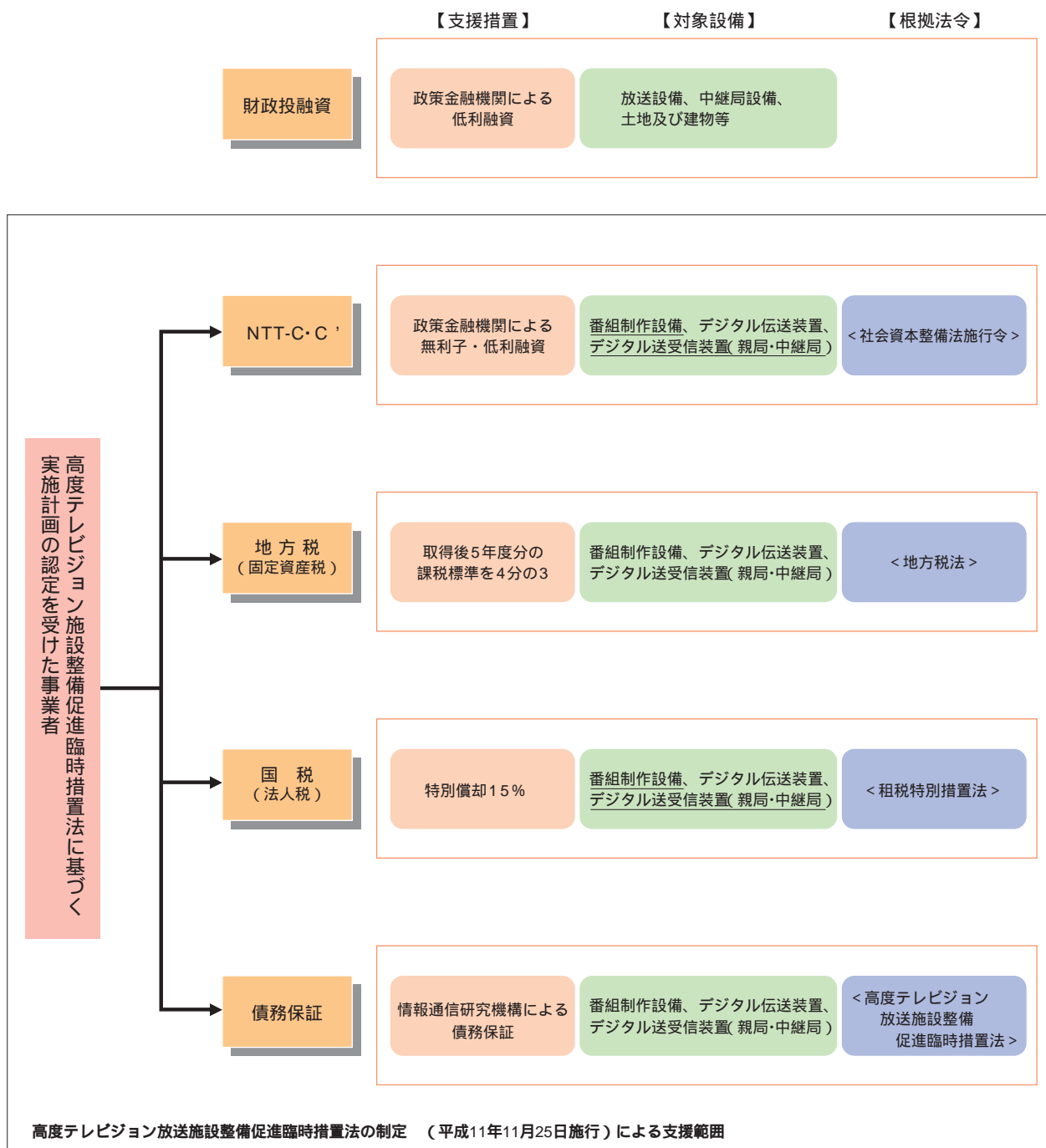


関連ページ → 地上放送のデジタル化については、1-1-1(4)(P.13)参照

また、地上デジタル放送の普及のためにはケーブルテレビ施設の高度化が重要であり、総務省では、ケーブルテレビ施設の高度化を促進するため、「高度有線テレビジョン放送施設整備促進事業」により、税制及び金融上の支援措置を設けている。

さらに、地上デジタル音声放送については、平成13年9月、(社)デジタルラジオ推進協会に実用化試験局2局の予備免許を付与しており、平成15年10月、東京地区及び大阪地区で実用化試験放送が開始された。

図表 地上デジタル放送施設の整備に対する支援スキーム



<sup>1</sup>平成15年度税制改正において、国税、NTT・C・C<sup>1</sup>の対象設備にデジタル送受信装置(親局・中継局)が拡充され、番組制作設備にデジタル副調整設備が追加(下線部分)



## 2 放送の高度化の推進

### (2) 衛星放送の高度化

#### 衛星放送を取り巻く環境変化への取組

総務省では、BSアナログ放送用に現在利用されている衛星BSAT-1aが平成19年(2007年)に設計寿命を終え、その後継衛星を確保する必要があることから、平成15年8月からBS放送のデジタル化に関する検討会を開催し、平成19年からのBS放送の在り方及び次期放送衛星の確保の在り方についての検討を行った(図表)。平成15年12月に取りまとめられた同検討会の報告を受け、総務省では、平成16年4月、まず次期衛星によるBS放送を受託国内放送とし、第9チャンネルを平成19年からデジタル放送に使用することとする放送普及基本計画等の一部変更を行い、第5世代BS

(BSAT-1aの後継衛星として、平成19年からのBS放送を行う放送衛星)に係る受託放送事業者の免許に関する比較審査事項を定め、その免許申請の募集を開始した。今後、平成19年からのBS放送に向けた具体的な周波数の割当て等が行われる予定となっている。

また、総務省では、平成16年5月から放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会を開催し、より魅力のある衛星放送に向けた制度・運用の在り方や、安心して放送を契約・視聴できるための方策等についての検討を開始した。

図表 「BS放送のデジタル化に関する検討会」報告書の概要

<p>はじめに (略)</p> <p><b>第I章 BS放送の経過と現状</b> (略)</p> <p><b>第II章 平成19年(2007年)からのBS放送の在り方</b></p> <p>1 次期衛星によるBSアナログ放送の免許の在り方について 当初から、全中継器について受託委託放送制度を適用することが望ましい</p> <p>2 平成19年(2007年)からの第9チャンネルの利用について (1) データ放送及びテレビジョン放送の容量拡大 基本的に、現在のBSデジタル放送サービスの充実のため割り当てることとし、具体的には、次のような方針により行うことが適当である データ放送に関しては、ADSLサービスで広く一般的に実現している実効速度に遜色がない程度の伝送容量が基本的に確保されること テレビジョン放送に関しては、高精細度テレビジョン放送を基軸とした放送を充実すること。標準テレビジョン放送については、降雨減衰対策や高画質化の要請に配慮すること (2) 新たな技術を活用した取組みを行う事業者への割当て 上記追加割当てを行った上でなお割当てが可能な場合には、新たな技術を活用した取組みを行う放送事業者に対して優先的に割り当てること適当である (3) 現在の受信機での視聴の確保 平成19年(2007年)の第9チャンネルの割当てに当たっては、現行受信機での円滑な視聴に配慮する必要がある</p> <p>3 BSアナログ放送終了後の第5・7・11チャンネル、第17・19・21・23チャンネルの利用について 新しい技術の進展動向、需要の実態動向、その他の動きを見た上で、受信機・受信システムの円滑な対応のための準備期間及びBSAT-2aの後継衛星の調達スケジュールを考慮し、遅くとも平成19年(2007年)頃までにはチャンネル利用の在り方について方針を決定することが適当である  平成23年(2011年)以後に第5・7・11・17・19・21・23チャンネルのデジタル放送利用の可能性がある前提で、受信機・受信システムの対応が行われるよう、総務省において関係者に要望していくことが望まれる</p>	<p><b>第III章 次期放送衛星の確保の在り方</b></p> <p>1 衛星の確保の時期 BSAT-1aの設計寿命が終わる平成19年(2007年)の時点で、BSAT-1a後継衛星を打ち上げることが必要と考えられる</p> <p>2 衛星の搭載チャンネル数 現時点では、平成19年(2007年)に打ち上げる衛星において8チャンネルに対応させることで十分と考えられる</p> <p>3 衛星の仕様、運用等の在り方 放送の公正かつ能率的な普及に向けて、安定性、信頼性及び経済性の確保、並びに委託放送事業者の意向の反映が重要であり、例えば、次のような、具体的な指標を設定して審査基準とすることが必要と考えられる</p> <p style="text-align: center;">衛星調達方法 安定的運用 障害・災害への日常的な対応 放送衛星に障害が生じた場合の対応 委託放送事業者への情報開示 委託放送事業者の負担額 委託放送事業者の意向の反映</p> <p>実際の役務提供にあたって、受託放送事業者が不当に申請内容に反する内容の提供条件の設定又は変更を行うことのないような措置を採ることが必要と考えられる</p> <p><b>第IV章 今後のBS放送の発展に向けて</b></p> <p>本報告書で提案を行った措置が着実に実行されていくことを当検討会では期待している</p> <p>BS放送において安定的に良質なコンテンツが提供される体制を整えていくため、関係者における一層の努力が期待される</p>
--	--



### 3 通信と放送の融合

#### 通信・放送融合に資する技術開発の促進

##### 地上デジタル放送の開始に伴う「地上波デジタル対応設備」の増設

デジタル放送はインターネットとの親和性が高く、特にIPv6を備えたインターネットと組み合わせることにより、従来の放送コンテンツを放送以外の多様なメディアに流通させることが一層容易になるなど、通信と放送が融合した新たなサービスの可能性が増してきている。

総務省では、平成13年11月に施行された「通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律」に基づき、通信・放送融合サービスの基盤となる技術の開発を行う民間事業者等に対する助成金の交付及びこれらの者の共用に供する電気通信システム等の整備を行うことにより、当該技術の開発を行う者を支援し、通信・放送融合サービスの開発の加速・推進を図っている。

本施策については、通信・放送機構（現独立行政法人情報通信研究機構）を通じて、平成13年度からインターネットとデジタル放送を合わせて利用することを可能とする技術（通信・放送融合技術）を開発する者に対して助成金を交付するとともに、平成14年度からは通信・放送融合技術の有効性を実証するテストベッドの構築・運用を実施している。平成15年度には、3大都市圏における地上デジタル放送の開始に対応して、放送局及び関連企業の早期の参画を促し、地上デジタル放送による新たなビジネスモデルの創造の加速・推進に資するため、通信・放送融合技術開発テストベッドに「地上波デジタル対応設備」を増設した（図表）。

図表 通信・放送融合技術開発テストベッド（地上波デジタル対応設備）の概要

